

上智大学

2021年度一般選抜（学部学科試験・共通テスト併用型）

学部学科試験サンプル問題

法学部

法律学科・国際関係法学科・地球環境法学科

【学部学科試験名】 学部共通試験

社会（国際関係や環境問題を含む）と法・政治に関する試験（基礎学力や思考力を問うもの）

※学部共通試験のため、一度の試験で複数学科の併願が可能

【試験時間】 75分

【出題の意図、求める力等】

社会（国際関係や環境問題を含む）と法・政治に関する文章を読み、その内容を理解し、表現することができるかを問う。サンプル問題では、国の統治制度を題材としている。

※サンプル問題の出題形式は例であり、問題数は本試験と異なる場合があります。

① 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

君主制は人類の有する制度の中でもっとも古く、もっとも恒久性のある、それゆえもっとも光栄ある制度の一つである。

これはドイツ出身でのちにアメリカで活躍した憲法学者カール・レーヴェンシュタイン（1891～1973）の言葉である。君主制に関するいまや古典の感がある著作を記した彼は、君主制の種類を簡潔に示してくれている。まずは、一定の家族や王朝の成員が継承秩序にしたがって代々位を引き継いでいく「世襲君主制」と、一定の選挙方法によって君主を選んでいく「選挙君主制」である。後者は、中世から近世にかけてのヨーロッパ中央部に君臨した「神聖ローマ帝国」の皇帝の場合などに当てはまる。大小 350 ほどの聖俗諸侯たちの頂点に立つ皇帝は、そのなかでも有力な 7 人（17 世紀末からは 9 人）の選帝侯による選挙で選ばれていた。

現在でも、マレーシアでは「スルタン（王）」を有する 9 つのヌグリ（州）の間で、輪番制で 5 年ごとに国王を互選で選出しており、これも「選挙君主制」に入るだろう。

しかし、有史以来の君主たちの多くが「世襲君主制」によって位に即いてきた。レーヴェンシュタインはこれをさらに 3 つに区分している。

まずは「絶対君主制」である。ルイ 14 世（在位 1643～1715 年）時代のフランス王政に代表される統治形態であり、絶対的な支配者、すなわち ① から解放された王が、神意の命じた権利によって思うままに統治でき、神に対してのみ責任を負っていた。17 世紀以降のヨーロッパに一般的に見られ、ロシア革命（1917 年）によって倒されたロマノフ王朝とともにヨーロッパでは完全に消滅したとされる。ただし中東諸国や 20 世紀のエチオピア帝国（1974 年消滅）ではこれに近い体制が続いていると、レーヴェンシュタインは分析した。

次に「立憲君主制」である。19 世紀のプロイセン王国（現在のドイツ北東部）に代表され、「君主は君臨しかつ統治する」体制となる。すなわち国王が ② 者であると同時に支配権の所有者ともなる。ここでは王権と議会という二つの国家機関が並存し、レーヴェンシュタインの言葉を借りればその「合奏」が立憲君主制の本質となる。しかし、国王の背後には軍隊・警察・行政がついているため、国王と議会との間に意見対立が生じた場合には、権利の推定はつねに国王に有利に働く。それゆえ、絶対君主制に転じることも容易である。19～20 世紀のドイツ諸国や第 1 次世界大戦後のブルガリア、ルーマニア、ギリシャなどその典型例であった。また、第 2 次世界大戦後のエジプトやイランの場合も「立憲的な装いをこらした絶対君主制」であり、これらはいずれも消滅の憂き目に遭っている。

そして最後が「議会主義的君主制」である。19 世紀のイギリスで確立され、ベルギーなどのベネルクス諸国、スウェーデンなどの北欧諸国でも採用された「国王は君臨すれども統治せず」の体制となる。立法は議会に委ねられ、行政は議会内で多数派を形成している政党の信任を得た内閣によって担われる。その際に大臣たちの責任は、君主ではなく ③ に対して問われる。

レーヴェンシュタインの著作は、1952 年に西ドイツで刊行されたが、その時点ですでに彼は根底に権威的な統治形態や仮装した国王独裁を秘めた「④」の時代は去り、民主主義的な国家の要求に応えられる「⑤」だけが存立の見込みがある」と、鋭く見通していた。すなわち君主制の存立は、民主主義的に正当化されている場合のみ是認されうるというわけである。

はたしてその後の歴史を振り返ってみると、刊行の翌年に革命で倒壊されたエジプト（1953 年）をはじめ、チュニジア（57 年）、イラク（58 年）、イエメン（62 年）、リビア（69 年）、そしてイラン（79 年）と、中東

に見られた「⑥」国家では、次々と君主制が倒され、共和制へと転じた。けだしレーヴェンシュタインの慧眼けいがんといえよう。

このように 21 世紀の今日の世界では、君主制を採る国の多くが「⑦」の下で統治を進めているか、それに近いかたちで君主制を継続させている。レーヴェンシュタインが定義づけた「立憲君主制」は、今日のわれわれの目から見れば、専制主義的な側面が強くそれゆえのちに軍部や民衆から倒壊させられた。本書でこれから主に見ていく君主制国家の統治形態は、議会主義民主主義に基づくものであり、「議会主義的」という表現は当然となってくる。

したがって（…中略…）本書では、レーヴェンシュタインが「議会主義的君主制」と定義づけたものを含め、ひろく「立憲君主制 (constitutional monarchy)」と呼び、このあとの議論も展開していきたい。

さらに、レーヴェンシュタインの著作が刊行されてから 20 年ほど後に、スウェーデンで大きな変革が見られた。1974 年に制定された新しい憲法により、それまで国王が保持していた、内閣の任免権や法律の裁可権、軍の統帥権や恩赦権など、その政治的権能が大幅に縮減されたのである。国王の国政上での役割は儀礼的および代表的な権能に限定されるようになった。憲法学者の下條芳明は、このような君主制を新たに「⑧ 君主制」と呼び、戦後日本の天皇制とも比較しながら検討を進めている。（…中略…）

その下條も述べているとおり、君主制（特に世襲君主制）というある特定の一族に特権的な地位を与える制度と、民主主義的というすべての人間が生まれながらにして平等という考え方は相互に異質なはずである。それが巧みに調和させられたのが、「(A) 議院内閣制」という制度の定着によってであった。そこでは、君主制が民主主義に適合するかたちで再編されるとともに、民主主義社会にとっても君主制が権威の源泉とされるようになった。

民主主義の理念と合致する国家形態は、⑨ よりも ⑩ であるのが普通であろう。⑪ では、通常は男女普通選挙に基づいた国民投票により、自分たちの国家元首にして政府の首長たる「大統領」が選ばれるからだ。しかし（…中略…）君主制か共和制かという国家形態と、それが専制主義的か民主主義的かという統治形態とは、必ずしも合致はしないのである。日本の憲法学を牽引した宮沢俊義が当を得た見解を示してくれている。

「ヒトラー時代のドイツは、共和制であった。ムッソリニ時代のイタリアは、君主制であった。しかし、ひとしく君主制だからといって、イギリスとファッショ・イタリアを一方におき、ひとしく共和制だからといって、アメリカ合衆国とナチ・ドイツとを他方において、両者を対立させ、比較してみることに、意味のないことは、明らかである。むしろ、一方には絶対制としてのナチ・ドイツとファッショ・イタリアとをおき、他方には、民主制としてのイギリスとアメリカ合衆国とをおき、両者を対立させ、比較することが、きわめて重要な意味をもつ」

本書がこれから検討していくとおり、現代の社会では、王室が民主主義を助け、強化する場面が増えている。その嚆矢こうしとなったのも、近現代のイギリス王室であった。

（出典：君塚直隆『立憲君主制の現在－日本人は「象徴天皇」を維持できるか』新潮選書（2018 年）23-28 頁）

問1 文中の の中に入る語としてもっとも適切なものを、下記から1つ選べ。

- (ア) 民衆の批判
- (イ) 革命の危険性
- (ウ) 選挙
- (エ) 国
- (オ) 法

解答：(オ)

問2 文脈から判断して、本文の他の個所で使用されている言葉をもって、文中の , , , , を埋めよ。

解答：②統治、③議会、⑨君主制、⑩共和制、⑪共和制

問3 文中の , , , に入る語として適切なものは、下記のいずれか、選択せよ。

- (ア) 見せかけの立憲君主制
- (イ) 議会主義的君主制

解答：④ (ア) 見せかけの立憲君主制、⑤ (イ) 議会主義的君主制、⑥ (ア) 見せかけの立憲君主制、⑦ (イ) 議会主義的君主制

問4 空欄の に、日本国憲法で用いられている漢字2文字を入れよ。

解答：象徴

問5 下線部(A)の「議員内閣制」を説明する文章を、本文中から50字以内で抜き出さない。

解答例：立法は議会に委ねられ、行政は議会内で多数派を形成している政党の信任を得た内閣によって担われる。(47字)

問6 ①～⑥の文章について、本文の内容と適合するものを「○」、適合しないものを「×」とした場合の正しい組み合わせを（ア）～（オ）の選択肢から選びなさい。

- ①選挙君主制は、中世から近世にかけてのヨーロッパにのみみられた。
- ②絶対君主制においては、君主は神に対してのみ責任を負った。
- ③君主制であれば専制的になるし、共和制であれば民主的になる。
- ④立憲君主制における議会の制度的基盤は、きわめて脆弱であった。
- ⑤君主制や共和制という外形だけで統治形態を評価するのは適切でない。
- ⑥共和制とは、君主を持たない国家形態のことである。

（選択肢）

	①	②	③	④	⑤	⑥
（ア）	×	×	○	○	×	○
（イ）	○	○	×	×	○	×
（ウ）	×	○	×	○	○	○
（エ）	○	×	○	×	×	×
（オ）	×	○	×	○	×	○

解答（ウ）

問7 大日本帝国憲法で想定されている日本の国家形態は、本文で示されている各種君主制度のうち、選挙君主制、絶対君主制、立憲君主制、議会主義的君主制のいずれに該当するか（「世襲君主制」は除き、立憲君主制については議会主義的君主制を含まない概念とする）。「天皇」「帝国議会」という文言を用いて、100字以内で説明しなさい。なお、「天皇」「帝国議会」という文言の使用回数に制約はない。

解答例：世襲制である天皇を国家元首とし、これに対して大臣の補佐を踏まえて統治権を与える一方で、帝国議会も設置するという2つの国家機関並存制である点で、立憲君主制である。（80字）